

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	宮下啓三著 『中立をまもる：スイスの栄光と苦悩』
Sub Title	K. Miyashita, Wahrung der Neutralität : Ruhm und Sorge der Schweiz
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.1 (1969. 1) ,p.129- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690115-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

宮下啓三著

『中立をまもる』

——スイスの栄光と苦悩——

中立といえは、直ちにスイスが連想されるほど、中立国スイスのイメージは我々日本人にひろく行きわたつてゐる。風光明媚なアルプスの国、生活水準の高い模範国家、二度の世界大戦に中立を守り抜いた小国スイスというような観念を我々はもちながら、さてそのスイスについての本格的な研究はというと、それは意外に少いのに驚く。実際、スイスを訪れる人は多く、それは多く物語られ、関心をもたれながら、スイスに関する日本人の著作というと、若干の邦訳——それも指を数えるほど少い——を除けば、解説的モノグラフ、随筆風の小編や観光案内、写真録はあつても、まとまつた本は一冊もない現状である。

いうまでもなく、我が国は、外交上スイスには非常に負うところが大きく、戦時や終戦のとき敵国との交渉連絡に當つてくれたのも

スイスだし、国際連盟時代から今日まで、ジュネーブには大使館以外に、ガットやILOなどの政府代表部の大勢が行つてゐるし、国際会議でスイスの厄介になつたことは数知れぬ位なのに拘らず、外務省監修・日本国際問題研究所発行の世界各国便覧叢書二七巻の中で、デンマークやスウェーデンはあつても、スイスはその中に入つていないのは驚くべきことである。日本はスイスに負うところ頗る大きいのに、スイスに報いることは余りにも少い。第二次大戦後も、マックアーサーには、日本はスイスを模範として、「東洋のスイス」たれとすめられたのであるが、今日では中立日本の主張は、平和憲法改正を叫ぶ声に打ち消されようとしてゐる有様である。

このような情況下に、まともにスイスをとりあげた書物としては我が国で最初のものとして、本書が同学の宮下講師によつて出されたことはまことに意義深い。殊にスイスの研究というと、ペガンの「ヨーロッパのバルコニー」に典型的に見られるような、スイス人自身による愛国主義的なスイスの中立讚美論が多い中で、中立を抽象的な理念の中で考えることなく、スイスの人たちの中にじかにとびこんで、「スイスにとつて中立は理想でも理念でもなく現実な」のを感じとつた著者のスイス研究は、恐らく日本だけでなく、外国人の書いたものとしては数少ないものであろう。とりわけ永世中立と平和が板について、民主主義を地で行くスイスを美化することなく、そのあるがままの形で経験し、そこにスイス特有の病根（スイス・マレーズ）をも身近かに感じながら、しかもその中からスイスの本當の姿を紹介した本書は、単にスイスそのものについて考えさせる

のみならず、左右によらぬ日本の現実に対して毅然たる中立の姿勢を正すべく警鐘を打つ啓発の書物でもあるといえよう。

実は政治学、国際法、外交史など社会科学の専攻でなく、ドイツ文学を専門とする著者が、「中立」に関する著作を出されると聞いて、いささかその意図を理解するのに戸惑つた私ではあつたけれども、いま本書を国際政治・外交史専攻者としても、その構想、視角、分析内容においてスイスの中立研究書の第一列に位するものと断言して憚らない。それは、文学的な表現や奇抜な着想によるのではなく、むしろしつかり足が地についた現実的スイス検証の記録であり、一般通俗書の形をとつているのに拘らず、平易な叙述の中に中立を真摯に探求した研究書であるからである。それは何よりもまず、スイス人の中立感覚を生まのままで我々に伝えてくれる貴重な体験記であると同時に、中立に対するいわれなき偏見をとり除いて、独立と平和と中立をまもろうという純正な倫理感をわき上らせる英知の源泉でもある。中立を専門にとりあぐべき政治学者、国際法学者のみならず、平和を愛する者すべてに対しても、本書はスイスの中立研究に関する数多の新資料を提供するものといつて差支えない。

*

流石に著者は文学者であるだけに、本書の構成も学術的な固苦しさのないスタイルで書き出され、「スイスをデッサンすれば」にじまる序説においては、ポール・ヴァレリーやアドルフ・ムジュ

クのスイス分析を交えながら、多様性を生かすスイスの体質を巧みに解説する。言語、人種、宗教などの相違の上に成り立ち、「矛盾を矛盾としてみとめ、対立し合うもの同士に平等の権利をあたえる実験を建国以来おこなつてきた」スイスを洗いざらいにつかみ出して、その対立矛盾を基礎としながら、その「多様性を結ぶもの」として「連邦制の実際」、「現代スイスの病患」、「海軍と婦人参政権のない国」の実態をきめ細く紹介する。例えば、その「軍国スイスの実相」をとりあげていることは注目に値する。(六三頁―七〇頁) 一般には「永世中立の平和国スイス」という先入主があるのに、軍国スイスについて鋭いメスを加え、「今日のスイスは国家予算の三八パーセントを軍備にさき」(NHK特別報道班「近代国家の像」日本放送協会出版協会版 昭和四〇年)、「国境一キロ当り換算で世界最強の軍隊をもつている」という類の紹介に対しては、精確な統計で批判していることは重要である。まず第一にスイスは連邦主義の建前であるから、州にくらべて国家が関与する部分は余り多くなく、従つて国家予算自体が大した額に達しないから、国家つまり連邦の所管事項としての軍備は相対的に重要な部分を占める結果になることを指摘するのである。従つて、国家予算に占める軍事費のパーセンテージだけでは他国と比較にならないわけである。事実、一九六四年の資料によれば、スイスの軍事費は国民総生産の二・五%にすぎないので、イスラエルの一〇・七%、アメリカの八・九%より遙かに低く先進国中の三〇位にしかならない。第二の国境一キロあたり換算の軍事力、すなわち総人口に対する兵隊数の比率は、たしかにスイ

スはいスラエルとともに世界一であつて、アメリカとソ連（ともに一・五%で世界第一一位）を凌駕しているが、これとて誇張されてはならないのは、兵隊一人当りの軍事費が、アメリカ兵の年間一七、四〇〇ドルに対してスイスの方はわずかに七四五ドルで、日本の自衛隊員三八〇四ドルの五分の一だということである。（六八頁所載 世界各國とスイスの軍事費による）

さらに、中立国スイスが非武装でなく、核武装をも辞さない姿勢を示していることが我が国では問題とされ、日本での非武装中立反対の論拠となつてゐることについても、本書はそれに関する反省資料を提供している。たしかに原則として兵役制がすべての男子に適用されるが、この軍事力を実際に動員するか否かの決定は、スイス連邦政府でも大統領でもなく、あくまで民主主義の原則に基いて連邦議会の投票によるのである。緊急時に議会の決定なしに政府が兵力を動員した場合でも、動員兵力が二千人をこえ、動員期間が三週間をこえる場合には、直ちに議会が召集されなければならない。このような民主的な手続きによつて軍事力の濫用が避けられてゐるのである。のみならず、スイス軍は平時に最高司令官の地位は空席になつてゐるのであつて、「中立と独立を守るための大規模な兵力動員」が必要と認められた場合にのみ、大統領を議長とする連邦議会が投票によつてその総司令官を選出するのである。

*

スイスの中立そのものについての著者の視角は、一層鋭角的であ

る。旗印鮮明に赤地に白十字の国旗をかかげて中立を貫き通したスイスは、その栄光と幸福の照明をあびて羨望の眼で見られるのがつねであるが、文学者らしく著者はハインリッヒ・フェーデラーの小説を引用しつゝ「中立であるがための中傷」に、中立とは何かという間に立向う。「地上で甲斐性のあるものはみんな中立じやない。中立なのはこうもりだけだ。そうとも、スイス人は救いようもないくらい、こうもりに似ている。光と闇のあいだをうろついで鳥にも魚にもなりたかない」という比喩をもち出す。「生れつき口べたなスイス人はだまつていた。自分の国のまわりで殺人行為がはじまつたとき、自分たちは仕事をほうり出して、銃とサーベルをもつて国境の守りについた。自分たちは真剣に国を守ろうとした。それにしても、なぜ自分たちも殺人行為の仲間入りをしなければいけないのだらうか。戦争につきあわなければヨーロッパからつまはじきにされるというのだらうか。そう思いながらスイス人はだまつていた」。ここで「神の裁定」が出されて、スイス人を告発する連中に向つて「この小さな土地を戦争の嵐にまきこんではいけない、現代のノアの箱舟であるスイスを恨むいわれはない」（四八頁）といいながら、スイス人が争いの外に立つて裁判官ぶる思いあがりやをたしなめるのである。たしかに、中立国スイスが戦争に参加しない立場を利用して不当な漁夫の利をえていたのではないかという疑惑は存在する。しかし、平和であるためにねたまれ憎まれるというのはスイスにとつて名誉でこそあれ、絶対に恥ずべきことではないのである。

（八五頁）

むしろその裏でスイスが中立を守るためにどんな辛酸を味つたか、苦心努力を重ねたかを注視しなければならない。すでにベルギー、オランダ、ルクセンブルグなどヨーロッパでも中小国の中立は相次いでふみにじられて行つたのに、スイスだけは中立を守り通したのには、それなりの根拠があつたわけである。戦前からスイスもヒトラーに「ねらわれていた」のであるが、スイスはナチに対ししつとレジスタンスを続けた。ドイツ系スイス人の多いスイスにとつては、ナチの精神的侵略に感染する危険が少くなかつたのに、スイスは国をあげて「軍事的国土防衛」よりもむしろ「精神的国土防衛」に努めたのである。第二次大戦の開戦とともに、スイスの苦惱は一層増した。ドイツ系とフランス系との対立に根ざして、ドイツの圧力に屈して妥協するか、毅然として抵抗するか、徹底的抵抗派と対独順応派との間に立つてスイスは悩んだ。他方ドイツ軍がスイス攻撃計画をねつている事実を知るや、スイスは外交的柔軟さをもつてドイツ側に対処しつつ、連合軍に対してもスイス領土を通過させないという断固たる決意を示し、他方スイス攻撃は高くついて割に合わないという態度を示した。いわば、スイスは死刑を宣告されたながら、刑の執行を延ばされている苦しみを味いながらも、辛抱しつづけ、遂に中立を守りおおせたのである。しかもスイス人は、

「われわれは戦争から目こぼしにあずかつた。われわれは仕合せてあつた。」(一六一頁)といういい方をする。しかしながら、スイスが中立を守り通せたのは、なみなみならぬ苦心と覚悟が要つたのを見過すべきではない。とりわけ、我々が銘記すべきことは、ミュンヘン

ン以後の苦難のときでも、スイスの政治家が絶対にヒトラー巡礼の旅に出なかつたことであり、スイスの中立維持の姿勢を中外に宣明したことである。中立は我が国ではしばしば、日和見主義ないしは敗北主義としてくさされるけれども、中立堅持は決して生やさしいものではないのであつて、毅然たる勇氣あつてこそはじめて中立は守られるのである。

周知の如く、スイスは国際連合に加盟していない。それはいうまでもなく、集団安全保障という事実上の軍事同盟義務を含む体制に入るとは、中立の本義に反すると考へるスイスの原理的純潔によるものである。すでに国際連盟に加入するときも、平和を乱した規約に違反した国に対する制裁処置であるにせよ、およそ軍事力を使うような企てにスイスの軍隊が用いられることは、スイスの中立の立場と相容れないと考へて、加盟を躊躇したのであつた。しかし、連盟理事会が「スイスの永世中立とスイスの領土不可侵の保障は、連盟規約と矛盾するものではない」ことを明らかにするに及んで、スイスは軍事制裁に参加し、外国軍隊の通過を認める義務を留保するといふ確認をもつて、連盟に加入したのであつた。ただ経済的・財政的措置を行う義務は中立と矛盾しないという理由から留保されなかつたのであるが、イタリア・エチオピア戦争の際に、中立を守る立場からスイスは経済制裁にも参加しなかつた。さらにナチ・ドイツがオーストリアを強制合併して以来、これに対する国際連盟の無為にたえかねて、一九三七年スイスは完全中立の立場を宣明し、一九三八年四月二九日今後一切連盟の経済制裁措置に参加しないと

いう声明を発し、この声明は一九三九年五月一日一國の反対もなく連盟によつて、承認されたのである。(田畑茂二郎岩波全書版国際法三九七頁)この点について、著者は「国際連盟を脱退(一八二頁)」したという表現をとつて、いられるけれども、それは国際連盟本部をジュネーブにおかせているスイスが連盟に対する不信行為となることを敢てしたことを意味する。いわばそれは、事実上連盟に対する非協力の立場を明らかにして、いかなる意味でも戦争に類する行動には加わらない決意を改めて表明したのであつた。この連盟における苦い経験と、第二次大戦の体験から、スイスは絶対中立の道を歩みつづけることを決意し、国連に加盟を申請しなかつたのである。世界の國があつて国連加盟を望んでやまないときに、スイスはひとり、伝統の中立を原理的に貫くために国連加盟を敢て望まなかつたのは、異とするに足りない。しかし、最近では、この独自の道を歩むスイス自身、中立エゴイズムの自己反省がなされて加盟の動きも見られるのである。

ここに、著者はただ単にスイス讚美論に陥ることなく、スイスの弱点、痛い所を衝くのを忘れない。スイスが中立を貫いたといつても、その陰では後ろめたいところがあるのを指摘する。スイスは第一次・第二次兩大戦で数十万に上る亡命者を迎え入れたにせよ、そのヒューマニズムにも限度があつた。今日スイス国民の良心に影がさしているのは、一九四五年の大戦終結まで、独伊の枢軸側から逃れてくるユダヤ人や反戦主義者が、「荒れる海にかぶ救命ボート」スイスにすがりつこうとしたとき、「ボートは超満員だ」といつて

つき放し、冷酷にもナチの強制収容所に送らせた罪障感を心あるスイス人の胸中から拭い去ることはできないであろう。またスイスが中正な態度を堅持したといわれながら、中立を守るためにはナチスを刺戟せずとその矛先をかわずのために、報道検閲を行つて犠牲を出したことも看過できないであろう。

核武装をめぐる賛否についても、中立国なるが故に非武装でなければならぬと考えるよりも、スイスの中立はスイス軍の戦闘力が外國から実際に評価され、尊重されなければ、保てないという考慮の方が強いわけである。したがつて核兵器が防禦的なものであればこれをもつことによつて独立・中立を保つべきであるという肯定論が出て来ることになる。しかしスイスが採用しようとした核兵器は、スイス領内において敵の軍隊航空機その他の軍事目標に対して使われる戦術的核兵器であつて、第二次大戦でアメリカが使つたようなものではないことを知らねばならない。むしろ我國で中立国スイスですら核武装ということから、我國の核武装正当化に利用されることを警戒すべきである。スイス連邦政府の一九五八年七月一日の決定は、スイス軍を直ちに核武装するというのではなく、核兵器採用を決定した真意は、中立を守るためにその軍隊の装備を最新のものにしておくという精神を内外に宣明しようとしたことにあるのである。(田岡良一博士「スイス」国際研究第一卷、中立主義の研究 上(昭和三五年)一六八頁、第三篇ヨーロッパの中立主義所収)この点についての中立主義、我が國において再軍備ないし核武装の肯定論者がスイスの例を逆用すべきでないのは、スイスが永世中立の地

位を保ち、外国と軍事同盟を結ばず、外国軍の基地などおかないという明白な前提の上に立つてゐることを看過してゐるからである。

日本が中立の地位を捨てて外国の戦略体制の中に入り込んでゐる以上、その日本が核武装したならばいかなる結果を招くかを考えてみれば、スイスの立場を援用など出来るものでないこと明らかであろう。それは、本書の紹介の域をこえた批判に走るかも知れないが、問題なのは、著者が「中立に対しても中立を保つ」という基本姿勢をとつてゐるに拘らず、この本が右翼の軍備論者に利用される恐れがありはしないかということである。或いは、左翼の側が、本書をとりあげるといふことである。しかし、著者自らそのまゝがきで、「この本の重要部分である第二章(第二次大戦とスイス)が、日本の、ことに若い人びとの胸にいだかれてゐる軍備なき中立の理想をかきみだす」懸念をもつてゐることを表明してゐること、また「私自身は、日本が、なるうことなら世界のすべての国々が、武装をとき中立同然になつてほしいと理解してゐる。そしてまた私は多くの日本人が憲法九条を守りとおしたいと願つてゐることも理解してゐる」(五頁)ことに注意を喚起したい。むしろスイスが戦火を免れただけに、核戦争を架空に描いて、現実には核戦争はありえないのだという楽観論をもち、抽象的に核武装を肯定する甘さがあることに我々は気づくべきである。この意味で、本書の特色は、一般のスイス人自らがつい見落している点をえぐつてゐる点にあることからも、このスイス人の危機感の欠落、スイスの自主独立・中立を單純に肯定し勝ちの傾向を、我々はこの核武装に対する考え方の中に見出して、こ

れを強く突込んでみる必要があると思われるのである。この角度から、著者のスイス中立の研究を通じて中立思想を検討することは極めて重要である。

*

元来中立は、ドイツ語で古くは「静座する」という意味で、「不偏不党と中立」ということは一六世紀の昔から存在し、他国の軍隊にスイスの領土内を通過することを禁じていたのである。(一六九頁)スイスはフランスとオーストリアの双方に対し公平平等に処し、両国の間に位する緩衝地帯としての地位を築いて来たのである。ナポレオン戦争でついスイスがフランスと軍事協定を結んでなめた苦汁は、以後一層スイスを中立に執着させた。ウィーン會議に認められたスイスの「永世中立」は今日まで維持されているが、その中立確保の歴史はすでに周知のところであらう。ただこの中立を確保することは容易ならぬことであつたのである。単に、中立という抽象的なスローガンで国民的結束を保つことは出来ないのであつて、スイスが自ら身を守るために貫いた自己保存の良識と勇氣は高く評価すべきである。「東洋のスイスたれ」といわれて平和憲法を戴いた日本が、過去の戦争体験、戦争責任を反省することなく再び軍事力、軍事同盟による自己保全を求めている近情にかんがみて、平和日本・中立日本のために、いま改めて中立の問題を真剣に考えなければならぬときに來てゐると思ふ。

殊に我が国においては、永世中立を時代おくれ、時代錯誤とする

傾向があるが、この点については我が国国際法学界の至宝たる田岡良一博士が、「永世中立か集団保障かの論争について」明快な断を下され、「永世中立は、侵略の防止に関する国際的連帯の精神を基礎とする安全保障組織であり、その実現の方法は、組織間の諸国の相互的牽制による方法である。この点で他の集団保障と異なる所はない。ただこの組織内の一つの国、即ち永世中立国が他の加盟国を援けず中立を守る義務を負う点が違うのみである」(田岡良一博士「永世中立と日本の安全保障」一五六頁)として、永世中立と集団保障を対立してとることの非を説かれたことを我々は篤とかみしめなければならぬ。博士が、「永世中立化されて後のスイスが外国軍の侵入を受けていない事実は、むしろ弱国といへども永世中立条約の保障をうけ、且つその国民に中立を守り通さうとする堅い決意があり、それに慎重賢明な外交が伴へば、国際関係の狂瀾怒濤のたゞ中にあつても中立を守り終せるものであることの証明になると思」(同上書四五頁)と説かれていることは意を強うするところである。

これを今日の国際関係に照し合せて、一方の軍事体制にコミットして深入りすることなく、東西双方に対し公平な態度をとる中立を、なぜ我が国では幻想であり非現実的であるとして斥けようとするのであろうか。今日の中立とは、戦時中立のように単に戦争に介入しないという消極的なものではなく、核時代の今日では、戦争を避けるために、東西何れとも軍事的に対立することをやめて、軍事同盟体制から離脱し、むしろ積極的に戦争回避の契機をつくらうという意味をもつ。中立というと、ややもすればぬえ的な二股かけた

オポチュニズム、ないしは妥協的な敗北主義ととられ勝ちであるが、果してそのようなものであろうか。中立とは、その文字通り左右東西の中に立つて、対立している何れの国をも敵視せず、双方とも仲良くしようとする善隣友好主義、平和安全第一主義にほかならない。中立の道は、軍事力で対抗防衛するという力に頼る旧態依然たる安保方式をとらず、仮想敵国を設けて徒らに相手方を挑発することなく、東西双方と協調して行くという平和と話し合いの新方式のことをいうのである。スイスがヒットラーに屈することなく精神的抵抗を続けたように、日本がワシントンにも、モスクワにも、北京にもその一つにだけ巡礼することなく、その何れとも軍事的確約をしないで平和の姿勢を示すことこそ、まさに中立と独立の表明である。「独立と中立とは二にして一なるもの」(一九九頁)と著者はいつている。スイスにおいては、独立と中立の二つの概念がつねに同一不可分であるとされていて、それがスイス人の中立観をなしているのである。スイスの中立は、その場その場の中立ではなく、中立が国家の骨髄をなして居り、血と肉になり切つているのである。国際法学者でないに拘らず、著者は、健やかな直覚力をもつて、正しく「永久中立」の概念を把握して、それを次の如く提示している。

- (一) いかなる戦争も開始しない。
- (二) 中立すなわち独立をまもる。
- (三) 第三国の戦争において通常の中立法(中立国の権利義務を定めた国際法)にしたがう。
- (四) 戦争にまきこまれないためにあらゆる手段をとる。そして戦

争介入を結果しかねないことをいつさい行わない。第三国間の衝突に干渉することを避ける。中立スイスは中立政策をとるべきであるが、その中立政策の実行はスイスの自由裁量によるのであつて、他国の示唆を受けない。(二〇〇頁)

著者はその鋭い感覚で中立の本質をかぎとつているが、国際法ないし国際政治の専攻ではないだけに、いまこにつけ加えるべきことは、「中立と独立」という点を具体的に実践するに当つては、自らきびしく中立の姿勢を正すこと、殊に(三)と(四)とを、国際法上の義務を精確に整理しておくことである。戦時国際法は、黙認義務のほか中立国が交戦国の何れに対しても戦争遂行上の便宜を与えないという公平義務、すなわち(イ)中立国がその領域を交戦国に軍事的に利用させない義務、(ロ)中立国が交戦国に向つて物資及び労務を国家として供給しない義務を中立国に課している。(田岡良一著国際法学大綱下巻第三部参照)中立国は交戦国に対して、軍隊または軍需品の供給をしてはならないわけであるが、それを厳守することは難しくても、敢てこれを守り抜くところに中立の真価があるのである。スイスは、二次の大戦にそれを守り切つた。これは我々日本が今日特にスイスから学ばねばならないところである。我國のように世界に先がけて平和憲法をもつ国が、たとえ永世中立の立場に立つていなくても、平時において中立のミニマムの国際法的義務さえ守れないならば、平和と安全保障を謳つても空念仏にすぎず、他国から蠶(のんぶく)を買うにすぎないであらう。

本書においては、スイスの中立が力むことなく淡々と語られてい

るが、随处に著者の純真な平和念願の心が滲み出て、それが我々に中立・平和・独立についても考えさせる知的刺激を与えている。しかし、このような受けとり方は別として、端的にスイスの中立そのものの研究書として、また著者自らがじかにスイス人の心にあふれて、わけ隔てのない対話を通して得た貴重な体験記として、本書は我が国におけるスイス関係書として今後もながくユニークな存在理由をもちつづけるであらう。(昭和四三年 講談社発行 二二〇頁)

(内山 正熊)

白鳥 令 著

『政治発展論』

新興諸国であると先進諸国であるとを問わず、現代の世界が全面的にとらえられている問題状況、すなわち一方においては人間のいとなみの指向と、他方では人類の歴史的事実を規定する指向をどのように認識するかの問題は、人間が人類を抹殺しうる手段を握つている現在、みずからにも問い、また他者にも問いかけるべき必然性をもつている。

その意味で、著者が、政治とは未来を選択する行為であると、指摘する論点には深い共感を思う。著者はさらに続けて、「政治学の任